

# 【K-015号】 加入者資格喪失届 記入要領

国民年金基金連合会

届書コード										身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。														
05021																								
1 基礎年金番号										2 氏名					3 生年月日					4 性別				
1234-567890										フリガナ カクテイ ハナコ 確定 花子					5 昭和 年 月 日 7 平成 5 0 0 9 1 3					1: 男 2: 女				
住										所														
フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカ										1-2-3														
〒111-1111										2 連絡先電話番号 (12-3456-7890)														
東京 都道府県										市 区 町 村														
●●										□△ 1-2-3														

資格喪失	喪失理由		
	<p>01: 日本国内に住所を有しなくなったため</p> <p>03: 01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため</p> <p>04: 運用指図者となるため (企業型確定拠出年金へ移管するための掛金拠出停止を含む)</p> <p>05: 国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため</p> <p>15: 農業者年金の被保険者となったため</p> <p>16: 任意加入被保険者ではなくなったため</p> <p>17: マッチング拠出を選択したため</p> <p>18: 企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため</p> <p>19: 拠出限度額から企業年金等の掛金額を控除することにより iDeCo加入者掛け金の最低拠出額を下回ることとなったため</p> <p>21: iDeCoの老齢給付金受給権者となるため (iDeCoの老齢給付金を請求するため)</p> <p>22: 公的老齢年金の受給権者となったため (公的老齢年金を繰り上げ請求した場合を含む)</p>	<p>02: 第3号被保険者となったため</p> <p>06: 国家公務員共済組合の長期組合員となったため</p> <p>07: 地方公務員等共済組合の長期組合員となったため</p> <p>08: 私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため</p> <p>09: 確定給付企業年金制度の加入者となったため</p> <p>10: 厚生年金基金の加入者となったため</p> <p>11: 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため</p> <p>13: 企業型確定拠出年金の加入者となったため</p> <p>※喪失理由02, 06, 07, 08, 09, 10, 11は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限り、喪失理由13は、理由が起きた年月日が令和4年9月30日以前である場合に限り、</p>	
3	番号	4	理由が起きた年月日
	04		7:平成 年 月 日 9:令和

5	海外居住者情報	6	連絡先住所
	国名		連絡先電話番号 ( - - )

## 1 基礎年金番号

- 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
- 「00」から始まる番号は基礎年金番号ではありません。

## 2 連絡先電話番号

日中に間合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

## 3 番号

「04」と記入してください。

## 4 理由が起きた年月日

ご記入は不要です。

## <注意事項>

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、該当する数字に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 氏名、住所に変更がある場合は、「加入者等氏名・住所変更届(K-005号)」をあわせて出してください。
- その他必要な添付書類は、「加入者資格喪失届(K-015号)」裏面の「必要な添付書類」をご覧ください。
- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)までに当社に書類が到着した場合は翌月から、11日以降に到着した場合は翌々月から、掛金の引き落としが停止されます。※

※1. ご提出いただいた書類に記入漏れや記入誤り等の不備があると、内容の確認が必要になるため引き落としの停止が遅れる場合があります。

※2. 10日までに書類が到着した場合であっても、直近2か月以内に別の変更手続き書類(加入者被保険者種別変更届、加入者登録事業所変更届、加入者掛金額変更届等)をご提出いただいているときは、先に提出している書類の受付状況によっては掛金の引き落とし停止が翌々月以降になる可能性がありますので、ご了承ください。(この場合、翌月の掛金は引き落としのうえ、後に還付されることとなります。)

※3. 11日以降に当社で受付となったものであっても、国民年金基金連合会の処理状況によって、掛金の引き落とし停止が受付月の翌月になる可能性がありますので、ご了承ください。

## 5 海外居住者情報

ご記入は不要です。

## 6 連絡先住所

ご記入は不要です。